

各管区警察局公(保)安部長
警視庁交通部長殿
各道府県警察本部交通部長

警察庁丁規発第 42号
警察庁丁交企発第167号
警察庁丁都交発第 46号
平成 7年 6月 6日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局都市交通対策課長

半島振興法の一部改正に伴う交通警察の対応について(通達)

この度、半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)の一部改正により、平成7(昭和70)年3月31日までであった法の効力が、新たに平成17年3月31日まで延長された(別添1参照)。

法の効力延長に伴う交通警察の対応については、引き続き、「半島振興法に係る交通警察の対応について」(昭和63年7月15日付け交通局長通達 警察庁丙規発第28号)によるものとするので留意されたい。

なお、法の改正に伴い、関係都道府県においては、国土庁において新たに策定した「半島振興計画策定指針」(別添2)のっとり、「半島振興計画」を策定することとなるので、執務の参考にされたい。

半島振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成七年三月二十七日
内閣総理大臣 村山 富市

法律第四十五号
半島振興法の一部を改正する法律
半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。
五 生活環境の整備に関する事項
六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
第十五条を第十八条とする。
第十四条中「者について」の下に「その事業に對する事業税、その事業に係る工場の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得

税又は」を加え、「接置又は」を「接置若しくは」に改め、「その他の政令で定める地方税」を削り、「政令で定める場合を」自治法令で定める場合」に、「固定資産税その他政令で定める地方税」と事業税又は固定資産税」に改め、同条を第十七条とする。
第十三条を第十六条とし、第十二条の次に次の三条を加える。
(情報の流通の円滑化及び通商体系の充実)
第十三条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における住民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通商体系の充実について適切な配慮をすることを要する。
(高齢者の福祉の増進)
第十四条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をすることを要する。

(地球文化の振興等)
第十五条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をすることを要する。
附則第二項中昭和七十年三月三十一日「を」平成十七年三月三十一日」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
2 地方税法(昭和二十五法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第一号を削り、同項第一号の十六の次に次の一号を加える。
一の十七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)及び集会所施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

- 内閣総理大臣 村山 富市
- 大蔵大臣 武村 正義
- 文部大臣 与謝野 馨
- 農林水産大臣 大淵 六一郎
- 通商産業大臣 橋本龍太郎
- 運輸大臣 亀井 計香
- 郵政大臣 大出 政
- 建設大臣 野坂 浩哉
- 自治大臣 野中 広務

半島振興計画策定指針

I 半島振興計画の基本的考え方

1 計画策定の基本方針

(1) 半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）は、三方を海に囲まれているうえ、国土の幹線軸から遠く離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなどの自然的条件による制約に加え、人口、経済、情報、文化等の大都市集中という情勢の中で、依然として、交通体系、産業振興、情報化など様々な面で多くの課題を抱えており、人口の減少、全国を相当上回る高齢化の進展、所得水準の格差等の厳しい状況におかれている。

このような状況にかんがみ、半島地域を一体としてとらえ、引き続き、半島地域の特性を最大限に生かした振興施策を明らかにし、地域内外のネットワークの整備、交流・連携を進め、地域の発展可能性を十分引き出していく必要がある。

このため、半島地域について、地域の創意・工夫と主体的取組による地域づくりを進めることを基本として、自然環境、伝統文化等に対する国民の認識の高まりや国際化、情報化、技術の高度化など新しい時代の動向を勘案しつつ、地域の特性に応じた新たな半島振興計画を策定し、広域のかつ総合的な振興施策を推進していくこととする。

(2) 半島振興計画の策定に当たっては、半島地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、地域振興の方向を明確にするため、特に、次の諸点に配慮する必要がある。

- ① 長期的視点に立った半島地域の振興の構想及び基本的な発展方向を示し、地域の主体的な取組による個性豊かな地域づくりを推進するための計画とすること。その場合、国土の均衡ある発展の観点から、半島地域が地理的条件等からの制約を越えて、その有する潜在的な魅力を最大限に発揮しうる内容となるよう配慮する。また、半島地域の有する恵まれた自然との共生、地域内外の交流・連携や人づくり、国際化や情報化の進展、価値観の多様化に対応した地域づくり等も考慮しながら記述すること。
- ② 半島地域は、2以上の市町村の区域からなり一定の社会的経済的規模を有する地域であることから、半島地域を一体の圏域としてとらえた広域のかつ総合的な計画とすること。半島地域の市町村が共同して、地域の特性を生かしつつ広域的観点から推進する振興施策については、その内容を明記すること。
- ③ 振興計画の内容は、総花的でなく、それぞれの半島地域の個性を生かした振興の基本的方向やその中核となる施策の骨格を記述し、重点的な開発戦略を明らかにした計画とすること。

2 計画期間

半島振興計画の基本的性格から、計画期間は、おおむね10年間とし、重点とする施策について述べるものとする。

3 周辺地域との関連

半島地域は、一般的には国土幹線軸から遠隔の地にあり、高速交通体系の整備が遅れ、封鎖的性格が強いことが振興のネックとなっていることにかんがみ、必要に応じ半島地域とその周辺地域との機能分担、連携等の関連づけを行うものとする。

4 他の地域振興計画等との調和

半島振興計画が半島地域の振興を図り、国土の均衡ある発展に資するための諸施策を定めるものであることから、国土総合開発計画、国土利用計画（全国計画、都道府県計画、市町村計画）、大都市圏に係る整備計画、北海道総合開発計画、地方圏に係る開発促進計画その他法令の規定による地域振興に関する計画、広域市町村圏計画など広域的な経済社会生活圏に係る整備計画、道府県及び市町村の老人保健福祉計画等と調和したものとする。

II 半島振興計画の内容

1 基本的方針

「I 半島振興計画の基本的考え方」の趣旨に沿い、次に掲げる内容について定めるものとする。

(1) 概況

地域の位置、地勢、気象等の自然的条件、歴史的条件等の概況について記述すること。

(2) 現状及び課題

地域の社会的・経済的現況及び動向について、具体的な指標を用い、地域の社会・経済を的確に把握し地域のかかえる問題点を明らかにするとともに、特性についても記述すること。

(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策

振興の基本的方向について長期的な構想も含め記述し、更に計画期間内において重点的に行う施策について記述すること。

2 振興計画

「1 基本的方針」を踏まえて、それぞれの施策の半島振興における位置づけを明らかにしつつ、以下に掲げる事項のうち当該地域の振興に特に必要と認められるものについて、地域の特性を生かし、かつ、実態に応じ重点をしばって定めるものとする。

(1) 交通通信施設の整備

(7) 交通通信施設の整備の方針

地域経済の活性化、住民生活の向上、地域相互の機能分担と広域的な連携の強化等のため、地域の立地条件に応じた交通通信施設の整備のための施策の基本的あり方について記述すること。

(4) 交通施設の整備

今後の地域振興における交通体系の整備の重要性にかんがみ、基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設の整備など、半島地域と密接な社会的・経済的関係を有する周辺地域も含めた交通体系の整備に関する計画について記述すること。

(7) 情報通信関連施設の整備

多様な情報が容易にかつ低廉なコストで入手可能となるよう、地域の特性及び地域における情報サービス需要の動向に対応しつつ、情報通信関連施設の整備の計画について記述すること。

(2) 産業の振興及び観光の開発

(7) 産業の振興及び観光の開発の方針

地域の立地条件、特性に応じた産業の振興及び観光の開発を計画的に推進するための施策の基本的あり方について記述すること。

(4) 農林水産業の振興

地域の立地条件、特性に応じた農林水産業の振興を図るため、農林水産業の高度化、近代化等に配慮しながら、生産基盤、加工流通施設等の整備の計画について記述すること。

(7) 商工業の振興

地域経済の活性化を図るため、商工業の今後の方向を示すとともに、商工業の各種基盤の整備の計画について記述すること。

また、所得水準の向上、就業機会の拡大等を図るため、地場産業の育成、豊かな自然環境を立地要因とする企業や研究・開発機関等の立地の促進のための施策についても記述すること。

(1) 観光の開発

地域の有する恵まれた観光資源（自然景観、文化財、森林、海浜等）の保全及び活用を図りつつ、広域観光ルートの形成、拠点施設の整備など観光振興のための施策について記述すること。

(4) その他の施策

その他半島地域の活性化に資すると認められる広域的施策について必要に応じて記述すること。

(3) 水資源の開発及び利用

(7) 水資源の開発及び利用の方針

今後予想される水需要の増大、濁水の発生状況、既存の各種用水系統の有効な利用、水道事業の広域化等にも配慮しつつ、生活環境や資源としての水の価値及び特性を踏まえ、地域の立地条件に応じた水資源の開発及び利用の基本的あり方について記述すること。

(4) 水資源確保対策

水資源の供給能力を確保するための水源確保・開発の計画について記述すること。

(7) 水資源の利用

今後の水需要の動向に対応した水資源の有効な利用計画について記述すること。

(4) 生活環境の整備に関する事項

(7) 生活環境の整備の方針

定住の促進と地域の活性化を図るため、地域相互の機能分担と広域的な連携の強化に配慮しつつ、地域のニーズに応じた生活環境の整備の基本的あり方について記述すること。

(4) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

下水道施設整備、糞尿排水施設整備、合併処理浄化槽の整備等の計画及び廃棄物処理に関する計画について、広域的観点踏まえて記述すること。

(7) 公園等の整備の推進

公園、集会施設、コミュニティ施設等の広域的な整備の計画について記述する

こと。

(イ) 住宅関連対策

住宅の確保、集落の整備等に係る計画について記述すること。

(ロ) 防災・消防・地域安全対策

それぞれの対策に資する通信の確保についての配慮を含む防災対策、消防対策、地域安全対策等について、各半島地域の実情に応じて記述すること。

(ハ) その他の整備

その他、各半島地域の特性に応じた生活環境の整備に関する事項について記述すること。

(5) 高齢者の福祉その他福祉の増進

(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

今後想定される高齢者福祉等に対するニーズの増大に適切に対処するため、広域的視点からの総合的な体制整備を含め、福祉・保健医療の基本的あり方について記述すること。

(イ) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢化の進行に対応した高齢者への在宅福祉、施設福祉両面にわたる総合的な対策について記述すること。

(ロ) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

児童福祉その他の福祉の増進のための対策、施設の整備の計画について記述する。

(6) 教育及び文化の振興

(7) 教育及び文化の振興の方針

半島地域の活性化を図るためには、地域の将来を担う人材の育成・確保と健全で個性的な地域文化の育成が重要であることから、世代間の交流、他地域との教育・スポーツ・文化面での交流等を進めつつ、地域の立地条件に応じた教育及び文化を振興するための施策の基本的あり方について記述すること。

(イ) 教育・文化施設等の整備

教育・スポーツ・文化施設の整備など地域の教育的・文化的な環境の向上のため

に必要な施策について記述すること。

(ウ) 地域文化の振興

半島地域の持つ自然や風土を生かした個性豊かで魅力ある地域づくりに資するよう、地域の特色ある伝統文化、伝統産業等の保護育成と新たな文化の創造活動の発展を図るための施策について記述すること。

(7) その他半島振興に必要な事項

(1)～(6)のほか、半島振興に関し必要と認められる事項について記述すること。

Ⅲ 半島振興計画の策定手続き

1 半島振興計画が2以上の市町村にまたがる広域的かつ総合的な計画で地域の将来の基本的な発展方向を示すものであることから、その策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 地域の実情に応じ関係市町村との調整を図り、できる限り住民の意向を反映したものとすること。
- (2) 道府県における各種の施策担当部局との連携を確保し相互間の連絡調整を図るとともに、あわせて国の関係地方支分部局との連絡調整も図ること。

2 半島振興計画の承認に際しての関係省庁間の協議を円滑に実施するため、国土庁に半島振興計画を提出後、速やかに国の主要な地方支分部局に十分な説明を行うものとする。

Ⅳ その他の留意事項

1 環境保全についての配慮

環境の保全に対する国民の認識の高まりを踏まえ、半島地域の恵まれた自然環境を保全し、質の高い環境を確保するため、振興計画の策定に当たっては、環境基本計画、公害防止計画等環境の保全に関する計画と調和を図るよう留意し、公害の防止、自然環境の保全等環境の保全に関して必要な事項を明記するとともに、文化財の保護にも留意するものとする。

2 災害の防止等国土保全についての留意

半島地域が一般に傾斜地が多い等地形が複雑であることから、振興計画の策定に当たっては、災害の防止等国土保全に十分配慮するものとする。